

令和8年度サービス・活動事業報酬改定に係る Q&A

これまでにお問い合わせをいただいた内容を踏まえて Q&A を作成しております。

【介護職員等処遇改善加算関係】

問1 地域包括支援センターが介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託している場合、委託先の指定居宅介護支援事業所の職員は処遇改善加算による賃金改善の対象となるのか。

委託元の地域包括支援センターが処遇改善加算を算定する場合、委託先の指定居宅介護支援事業所は処遇改善加算による賃金改善の対象となります。

具体的には、地域包括支援センターが処遇改善加算を算定する場合、当該センターに支払われる介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費のうち、原案作成委託料として委託先の指定居宅介護支援事業所に支払われる額について、処遇改善加算額分が上乗せされるため、この処遇改善加算による上乗せ分について、委託先の指定居宅介護支援事業所において賃金改善を実施する必要があります。

ただし、処遇改善加算以外の介護予防ケアマネジメント費も含め、神奈川県国民健康保険団体連合会を介さずに、委託料を地域包括支援センターから委託先の居宅介護支援事業者を支払う場合は、地域包括支援センターと委託先の居宅介護支援事業者との契約に基づき任意の委託率（按分割合）を設定することは差し支えありません。なお、介護予防ケアマネジメント費やその他加算を除いた処遇改善加算のみで任意の委託率を設定することはできませんので御留意ください。

（参考）

「介護職員等処遇改善加算に関する Q & A （第 1 版）（令和 8 年 3 月 13 日）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html

問2 地域包括支援センターが介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託している場合、委託先の指定居宅介護支援事業所は計画書と実績報告書の作成をする必要があるのか。

この場合、委託先の指定居宅介護支援事業所は計画書と実績報告書の作成をする必要はありません。

処遇改善加算は、地域包括支援センターにおける報酬上の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費に係る上乗せであるため、計画書及び実績報告書については、委託元の地域包括支援センターにおいて、委託先の指定居宅介護支援事業所に原案作成委託料として支払った処遇改善加算相当額も含め、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費に係る処遇改善加算額の全額を記載することとなります。

地域包括支援センターが実績報告を行う際には、委託先の指定居宅介護支援事業所における賃金改善額については、委託先の指定居宅介護支援事業所における実際の賃金改善を把握すること、又は委託先の指定居宅介護支援事業所の原案作成委託料として支払った処遇改善加算相当額を把握することのいずれかの方法で把握し、地域包括支援センターで行った賃金改善額と合計した金額を記載することとなります。その際、委託先の指定居宅介護支援事業所における実際の賃金改善額又は原案作成委託料として支払った処遇改善加算相当額については、委託先ごとに、実績報告書に記載することとなります。なお、委託先の指定居宅介護支援事業所における処遇改善加算額については、毎月、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」に記載されるので、実績報告書の作成の際には適宜参照ください。

なお、委託先の指定居宅介護支援事業所については、居宅介護支援費として処遇改善加算を算定している場合は、指定居宅介護支援としての実績報告書に原案作成委託料に上乗せされた処遇改善加算額を原資に行った賃金改善も含めた賃金改善額について記載することとなります。

(参考)

「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）（令和8年3月13日）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html

問３ 介護職員等処遇改善加算と介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る取扱いと同様となるのか。

神奈川県で申請受付等を実施している介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業について、別途厚生労働省や神奈川県より通知等が発出されており、介護職員等処遇改善加算と取扱いが異なる点もございますので御留意ください。

(参考)

介護情報サービスかながわ「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」
<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=90952&id=90953>

問４ 問１において、介護職員処遇改善加算については、委託率に応じて地域包括支援センターと委託先の指定居宅介護支援事業所との間で按分するとされている一方で、委託強化加算については全額を指定居宅介護支援事業所に支払う取り扱いとなっているが、加算の性格・目的によって、委託率が異なるのか。

お見込みのとおりです。